



令和8年度 講師希望者登録のお知らせ

国立大学法人大阪教育大学

令和8年度に国立大学法人大阪教育大学の附属学校園において、講師〔任期付教諭(産休代替等)、非常勤講師〕として勤務を希望する方の登録の申込み受付を行います。

なお、講師は必要が生じた場合に限って採用します。登録された方がすべて採用されるものではありませんので、ご注意ください。

登録できる人

現に有効な教員免許状を有する人

登録の有効期間

- (1) 登録有効期間は登録完了日から令和10年3月31日です。
- (2) 有効期間内に国立大学法人大阪教育大学に講師として採用された場合は、令和12年3月31日まで登録を自動更新します。(新たな登録申込は必要ありません。)
- (3) 登録内容(氏名、住所、所有する教員免許、勤務条件の希望等)に変更が生じた場合は、すみやかに郵便等にて変更内容の届出をしてください。

申込方法

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪教育大学附属学校園講師希望者登録票(本学指定様式)</li> <li>・教員免許状の写し(登録を希望する校種のみで可)</li> <li>・教員免許状の有効期間が分かる書類(更新講習修了確認証明書の写しなど)</li> </ul>
提出方法	<p>送付用封筒の表に、赤字で「R8 登録票在中」と明記のうえ、下記へ送付ください。 (送付先) 国立大学法人大阪教育大学 附属学校課総務係 宛 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1</p>

勤務条件等

【任期付教諭】

雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属学校園の教員に欠員状態が生じた場合、期限を付して教諭を採用します。</li> <li>・雇用期間内は、毎日勤務していただきます(原則、週休日・休日を除く。)</li> </ul>																				
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給(基本給+地域手当+義務教育等教員特別手当+各種手当)</li> </ul> <p style="text-align: right;">令和8年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">大学卒</th> <th style="text-align: center;">修士課程修了</th> <th style="text-align: center;">博士課程修了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td> <td style="text-align: right;">259,800円</td> <td style="text-align: right;">275,000円</td> <td style="text-align: right;">310,000円</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td style="text-align: right;">31,176円</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> <td style="text-align: right;">37,200円</td> </tr> <tr> <td>義務教育等教員特別手当*</td> <td style="text-align: right;">6,300円</td> <td style="text-align: right;">7,300円</td> <td style="text-align: right;">8,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">297,276円</td> <td style="text-align: right;">315,300円</td> <td style="text-align: right;">356,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大学卒	修士課程修了	博士課程修了	基本給	259,800円	275,000円	310,000円	地域手当	31,176円	33,000円	37,200円	義務教育等教員特別手当*	6,300円	7,300円	8,900円	計	297,276円	315,300円	356,100円
	区分	大学卒	修士課程修了	博士課程修了																	
	基本給	259,800円	275,000円	310,000円																	
	地域手当	31,176円	33,000円	37,200円																	
	義務教育等教員特別手当*	6,300円	7,300円	8,900円																	
計	297,276円	315,300円	356,100円																		
<p>上記初任給は、新規学卒(大学院修了)者採用のモデルです。経歴等に応じ本学就業規則に基づいて決定されます。</p> <p>基本給等の額は、今後変更される場合があります。</p> <p>*: 義務教育等教員特別手当は、幼稚園に勤務する教員については上記額に2分の1を乗じた額となります。なお、幼稚園に勤務する常勤教員には幼稚園教育体制支援手当(月額9,000円)</p>																					

	<p>円) が別途支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇給 年1回(1月1日)</li> <li>・諸手当 扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 期末手当, 勤勉手当, 超過勤務手当, 休日手当, 夜勤手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じ支給。 ※扶養, 住居, 通勤手当は, 月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。 ただし, 期限満了日が月の初日の場合は, その月にかかる手当は支給されません。 ※扶養, 住居, 通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は, 直ちに届出を行ってください。(採用期間が引き続かない場合は, 改めての届出が必要です。) ※超過勤務手当は所定労働時間を超えて勤務することを命じられた場合に, その勤務1時間につき25%の割増賃金を支給されます。 ※期末手当, 勤勉手当は基準日(6月1日, 12月1日)に在職する職員及び基準日前1月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。</li> <li>・退職手当 本学退職手当規程に基づき支給されます。 ※年度末年齢61歳以下: 勤続6月未満の場合及び年度を超えて任用更新される場合は支給されない。 年度末年齢 62歳 : 勤続6月未満の場合は支給されない。年度を超えて任用更新される場合, 年度末時点で6月以上の勤続期間があれば年度末に退職手当が支給される。 年度末年齢63歳以上: 無(有期雇用職員就業規則令和5年4月1日改正附則第2項) ・上記の基準年齢は令和8年度までの基準であり, 定年年齢の段階的な引き上げに伴い令和9年度は基準年齢が1歳引き上がります。</li> </ul>
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与(手当を一部含みます。) 月の1日から末日までの期間について, その月の月額が21日に支給されます。</li> </ul>
勤務時間 ・休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 週当たり38時間45分を基本とした1年単位の変形労働時間制となります。</li> <li>・年次有給休暇は1年間につき20日付与。 (4月採用者のその年の年次有給休暇は15日です。年末に残日数がある場合は, 20日を限度として翌年に繰り越すことができます。)</li> <li>・病気休暇は, 連続して原則90日(病気休暇と病気休暇の間隔が実勤務日数20日に満たない場合は連続とみなす)を超えることができず, その後は休職となります(結核性疾患, 業務上の傷病及び通勤による傷病による場合は1年)</li> <li>・特別休暇として, 以下のような制度があります。 (例) 結婚休暇, 忌引休暇, 夏季休暇など</li> </ul>
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険</li> <li>・社会保険 文部科学省共済組合に加入。</li> <li>・介護保険 社会保険加入者で40歳以上65歳未満の方は, 同時に介護保険第2号被保険者となりますので, 健康保険料とは別に介護保険料も徴収されます。</li> </ul>

#### 【非常勤講師】

採用形態	担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。
給与	時間給, 超過勤務手当, 休日手当, 夜勤手当及び交通費を支給。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間給：授業1時間につき3,200円を支給します。</li> <li>・超過勤務手当，休日手当，夜勤手当：規定に基づき支給します。</li> <li>・交通費：交通費の決定は，規定に基づき行います。</li> <li>・昇給，期末・勤勉手当，退職手当：なし</li> </ul>																																																							
支払方法	月の1日からその月の末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が，翌月の21日に支給されます。																																																							
勤務時間・休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 担当する時間割に応じて勤務。</li> <li>・年次有給休暇 雇用の日から6月を超えて勤務する者に対し，以下の基準により年休を付与します。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1週間の勤務日数</td> <td>5日※</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日数</td> <td>—</td> <td>169日～ 216日</td> <td>121日～ 168日</td> <td>73日～ 120日</td> <td>48日～ 72日</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">雇用の 日から 起算し た継続 勤務期 間</td> <td>6月</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年6月</td> <td>11日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>2年6月</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>3年6月</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4年6月</td> <td>16日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>5年6月</td> <td>18日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>6年6月 以上</td> <td>20日</td> <td>15日</td> <td>11日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> </table> <p>※1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間である者も含む 1年につき最大20日付与 20日を限度として次の1年間に繰越可能 取得単位は1日，半日又は時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気休暇 やむを得ないと認められる30日の範囲内の期間。(※)</li> <li>・特別休暇 以下のような制度があります。(※) (例) 結婚休暇，忌引休暇，夏季休暇など</li> </ul> <p>※原則有給。ただし，週4日未満勤務の者及び雇入れの日から起算して6月を経過していない者は，一部無給。</p>	1週間の勤務日数	5日※	4日	3日	2日	1日	1年間の勤務日数	—	169日～ 216日	121日～ 168日	73日～ 120日	48日～ 72日	雇用の 日から 起算し た継続 勤務期 間	6月	10日	7日	5日	3日	1日	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日	6年6月 以上	20日	15日	11日	7日	3日
1週間の勤務日数	5日※	4日	3日	2日	1日																																																			
1年間の勤務日数	—	169日～ 216日	121日～ 168日	73日～ 120日	48日～ 72日																																																			
雇用の 日から 起算し た継続 勤務期 間	6月	10日	7日	5日	3日	1日																																																		
	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日																																																		
	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日																																																		
	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日																																																		
	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日																																																		
	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日																																																		
	6年6月 以上	20日	15日	11日	7日	3日																																																		
社会保険等	<p>健康保険（文部科学省共済組合），厚生年金保険（日本年金機構）の適用は勤務形態によって異なります。勤務期間の見込みが2ヶ月を超え，1週間の基本的な勤務時間が30時間以上の場合には適用，20時間から30時間未満の場合には条件を満たした場合には適用されます。社会保険が適用されない場合は，ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。</p> <p>雇用保険は，1週間の基本的な勤務時間が20時間以上で，31日以上の雇用期間がある場合に適用となります。</p>																																																							

※具体的な勤務条件については，雇用時の労働条件通知書により確認してください。

※標記の勤務条件等は，令和8年4月1日現在の内容です。今後，変更される場合があります。

問合せ先

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

国立大学法人大阪教育大学 学術部附属学校課総務係

Tel : 072-978-4017 Fax : 072-978-3262

E-mail : fuzoku@cc.osaka-kyoiku.ac.jp